

嘉永四年

五人組御改メ帳

亥正月日

①

盗賊人穿鑿條々

一 関東中在々所々御料・私領・寺社領共
五人組毎年堅可申付之、其上耕作商売
をもいたさす、亦者遠国江切々相越輩并
博奕其外懸之諸勝負を好ミ、不似合

②

衣類を着し不審多キもの於有之者、早速
可申出之、若隠置、彼輩悪事をなし
頭わるゝニおゐてハ、其もの并親子兄弟
之儀者不及沙汰ニ、名主・組頭・五人組共
御穿鑿之上、科之輕重ニしたかい可行
罪科、惣而一夜之泊りニ他所江罷越といふ共、
其行所并用事之子細、名主・五人組ニ
相断可罷越事

附

盗人之訴人二者、其同類よりあたをなすニ
付、氣遣いたし不罷出之由其聞あり、
向後者地頭・代官江書付を以、密々可差上、
御褒美被下之、重而あたをなさざる
様可被 仰付事

(中略)

③ 右之條々御料・私領・寺社領共、所々村切に
名主・百姓、五人組毎年正月十五日限り、此趣堅ク
相守候様急度申付、手形可取置、若令油断
不申付おゐてハ、其地頭・代官可為越度事

(中略)

④ 右者御触二付、潰地退転之分、是迄之古組合
之組江為持置、追々取立候様可仕旨承知奉畏候、
為御請組合相改メ差上申処、依而如件

嘉永四亥年正月

百姓代

喜伝次

藤五郎 (印)

組頭

喜左衛門

伝蔵 (印)

惣左衛門

弁二 (印)

名主

虎之助

御役所